

機械設備工事施工マニュアル(平成29年版)

令和2年5月部分改訂

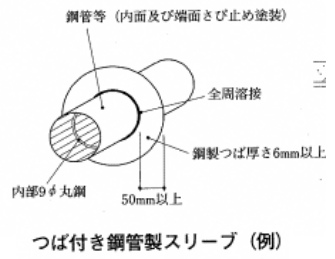
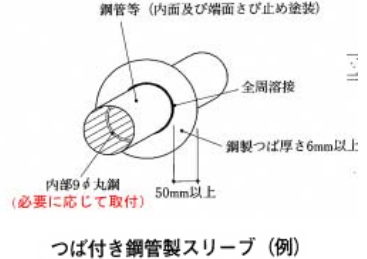
本書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」平成31年版の改訂内容の反映、及び「横浜市建築局機械設備工事特則仕様書」の令和2年改訂に伴い、機械設備工事施工マニュアル(平成29年版)を適用するにあたり、内容を読み替えて対応するものをまとめたものです。

機械設備工事施工マニュアル(平成29年版)令和2年5月部分改訂と記されたものは、本改訂内容を含め運用するものです。

横浜市建築局

一般社団法人 神奈川県空調衛生工業会

部分改訂内容(新旧)対照表

頁	編	章節	改訂前	改訂後	備考
			「電気設備工事施工マニュアル」(平成29年度版)	「電気設備工事施工マニュアル」(平成29年度版) 及び同(令和2年 部分改訂)	今回の部分改訂を鑑み参照版変更
			公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 31 年度版	参照版変更
P3	1	1.1.7 一般共通事項 施工体制台帳及び施工体系図兼下請け契約調書の提出	請負人は、建設業法に基づき、下請け発注金額にかかわらず、 下請負人選定通知書提出時に、	請負人は、建設業法に基づき、下請け発注金額にかかわらず、 下請負契約締結後すみやかに、	下請負人選定通知書は提出不用となった
P5	1	1.1.9 発生材の処理等	「 再生資源の利用に関する法律 」	「 資源の有効な利用の促進に関する法律 」	法律文改正による
P5	1	1.1.10 提出書類の作成にあたって	https://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/archi/kikai/	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kenchiku/kikai.html	ホームページ変更による
P6	1	1.2.1 工事の流れ	●下請負人選定通知書	削除	下請負人選定通知書は提出不用となった
P29	1	2.1.2 点検項目 (一般状況)	(1)服装・保護具 「 安全帯 」	マニュアル内に記載されている「安全帯」は、「墜落制止用器具」と読み替える。 平成31年厚生労働省告示第11号「墜落制止用器具の規格」による認定品を使用すること。 墜落制止用器具はフルハーネス型を原則とし、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合、高さが6.75m以下は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できる。	労安法施行令改正による
P37	1	2.1.2 点検項目 (一般状況)	(15)墜落災害防止 「 安全帯 」	マニュアル内に記載されている「安全帯」は、「墜落制止用器具」と読み替える。 平成31年厚生労働省告示第11号「墜落制止用器具の規格」による認定品を使用すること。 墜落制止用器具はフルハーネス型を原則とし、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合、高さが6.75m以下は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できる。	労安法施行令改正による
P48	2	1.1.2 共通工事 スリーブ	(2)スリーブの種類  つば付き鋼管製スリーブ (例)	(2)スリーブの種類  つば付き鋼管製スリーブ (例)	実態に即し変更
P53	2	1.2.1 配管材料	断熱材被覆銅管 JCDA0009 断熱材被覆銅管 ポリエチレン保温材(難燃性)	断熱材被覆銅管 JCDA0009 冷媒用断熱材被覆銅管 ポリエチレン保温材(難燃性)	規格名称に準じ修正
P67	2	1.5.2 冷媒配管	(9)断熱被覆銅管の断熱厚さは、液管を10mm以上、ガス管を20mm以上とする。多湿箇所・外気が侵入する場所は特記による。	(9)断熱被覆銅管の断熱厚さは、液管を10mm以上、ガス管を20mm以上とする。 ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは8mmとしてもよい。 多湿箇所・外気が侵入する場所は特記による。	規格に準じ修正
P68	2	1.5.4 給湯配管	(3)湯沸器との接続方法 湯沸器と給湯管及び給水管の接続には、銅製又はステンレス鋼製のフレキシブルチューブを使用してもよい。	(3)湯沸器との接続方法 湯沸器と給湯管及び給水管の接続には、銅製又はステンレス鋼製のフレキシブルチューブ (公社)日本水道協会認証品 を使用してもよい。	仕様の追記
P95	2	17.2 横走り管の吊り及び振れ止め支持間隔	注1. 冷媒用銅管の横走り管の吊り金物間隔は、銅管の基準外径が9.52mm以下の場合1.5m以下、12.70mm以上の場合2.0m以下とする。ただし、液管・ガス管共吊りの場合は、液管の外径とする。	注1. 冷媒用銅管の横走り管の吊り金物間隔は、銅管の基準外径が9.52mm以下の場合1.5m以下、12.70mm以上の場合2.0m以下とし、 形鋼振れ止め支持間隔は銅管に準ずる。 ただし、液管・ガス管共吊りの場合は、液管の外径とするが、 液管25mm未満の「形鋼振れ止め支持間隔」は、ガス管の外径による。また、冷媒管と制御線を共吊りする場合は、支持部で制御線に損傷を与えないようにする。	形鋼振れ止め支持間隔の見直し

部分改訂内容(新旧)対照表

頁	編	章節	改訂前	改訂後	備考																																										
P111	2	1.8.5 防食処理	<table border="1"> <tr> <td>防食テープ</td> <td>ペトロラタム系のものは、JIS Z 1902(ペトロラタム系防食テープ)による厚さ1.1mmのもの</td> </tr> <tr> <td>絶縁テープ</td> <td>ブチルゴム系のものは、ブチルゴム系合成ゴムを主体とする自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防食シート</td> <td>(イ) ペトロラタム系のものは、変成ペトロラタムを主原料とした防食層と、未加硫ゴムシート層からなるシートで、厚さ4.0mmのもの</td> </tr> <tr> <td>(ロ) ブチルゴム系のものは、自己融着性非加硫のゴムシートで、厚さ2.0mmのもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防食用プライマー</td> <td>(イ) JIS Z 1903(ペトロラタム系防食ペースト)によるペトロラタムを主成分としたペースト状のもの</td> </tr> <tr> <td>(ロ) ブチルゴム系は、ブチルゴムを主成分とした固形物を溶剤でとがしたもので、自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもので、試験等はJIS Z 1901(防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ)に準じたもの</td> </tr> <tr> <td>プラスチックテープ</td> <td>自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもので、試験等はJIS Z 1901(防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ)に準じたもの</td> </tr> </table>	防食テープ	ペトロラタム系のものは、JIS Z 1902(ペトロラタム系防食テープ)による厚さ1.1mmのもの	絶縁テープ	ブチルゴム系のものは、ブチルゴム系合成ゴムを主体とする自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもの	防食シート	(イ) ペトロラタム系のものは、変成ペトロラタムを主原料とした防食層と、未加硫ゴムシート層からなるシートで、厚さ4.0mmのもの	(ロ) ブチルゴム系のものは、自己融着性非加硫のゴムシートで、厚さ2.0mmのもの	防食用プライマー	(イ) JIS Z 1903(ペトロラタム系防食ペースト)によるペトロラタムを主成分としたペースト状のもの	(ロ) ブチルゴム系は、ブチルゴムを主成分とした固形物を溶剤でとがしたもので、自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもので、試験等はJIS Z 1901(防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ)に準じたもの	プラスチックテープ	自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもので、試験等はJIS Z 1901(防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ)に準じたもの	<table border="1"> <tr> <td>防食テープ</td> <td>ペトロラタム系のものは、JIS Z 1902(ペトロラタム系防食テープ)による厚さ1.1mmのもの</td> </tr> <tr> <td>絶縁テープ</td> <td>ブチルゴム系のものは、ブチルゴム系合成ゴムを主体とする自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもの</td> </tr> <tr> <td>防食シート</td> <td>ペトロラタム系のものは、変成ペトロラタムを主原料とした防食層と、未加硫ゴムシート層からなるシートで、厚さ4.0mmのもの</td> </tr> <tr> <td>絶縁シート</td> <td>ブチルゴム系のものは、自己融着性非加硫のゴムシートで、厚さ2.0mmのもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防食用プライマー</td> <td>(イ) JIS Z 1903(ペトロラタム系防食ペースト)によるペトロラタムを主成分としたペースト状のもの</td> </tr> <tr> <td>(ロ) ブチルゴム系は、ブチルゴムを主成分とした固形物を溶剤でとがしたもので、自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもので、試験等はJIS Z 1901(防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ)に準じたもの</td> </tr> <tr> <td>プラスチックテープ</td> <td>自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもので、試験等はJIS Z 1901(防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ)に準じたもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">マスチック</td> <td>(イ) ペトロラタムに短繊維及び無機質充填材を加えた非硬化性の粘土状にしたもので、ブロック又はシート状のもの</td> </tr> <tr> <td>(ロ) ブチルゴムに短繊維及び無機質充填材を加えた非硬化性の粘土状にしたもので、ブロック又はシート状のもの</td> </tr> <tr> <td>(ハ) イソプレングムに無機質充填材を加えた非硬化性の粘土状にしたもので、ブロック又はシート状のもの</td> </tr> </table>	防食テープ	ペトロラタム系のものは、JIS Z 1902(ペトロラタム系防食テープ)による厚さ1.1mmのもの	絶縁テープ	ブチルゴム系のものは、ブチルゴム系合成ゴムを主体とする自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもの	防食シート	ペトロラタム系のものは、変成ペトロラタムを主原料とした防食層と、未加硫ゴムシート層からなるシートで、厚さ4.0mmのもの	絶縁シート	ブチルゴム系のものは、自己融着性非加硫のゴムシートで、厚さ2.0mmのもの	防食用プライマー	(イ) JIS Z 1903(ペトロラタム系防食ペースト)によるペトロラタムを主成分としたペースト状のもの	(ロ) ブチルゴム系は、ブチルゴムを主成分とした固形物を溶剤でとがしたもので、自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもので、試験等はJIS Z 1901(防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ)に準じたもの	プラスチックテープ	自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもので、試験等はJIS Z 1901(防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ)に準じたもの	マスチック	(イ) ペトロラタムに短繊維及び無機質充填材を加えた非硬化性の粘土状にしたもので、ブロック又はシート状のもの	(ロ) ブチルゴムに短繊維及び無機質充填材を加えた非硬化性の粘土状にしたもので、ブロック又はシート状のもの	(ハ) イソプレングムに無機質充填材を加えた非硬化性の粘土状にしたもので、ブロック又はシート状のもの	標準仕様書に即して修文、マスチックの項を追加(マスチックとは、粘土状の段差充填などに使用するもの)													
防食テープ	ペトロラタム系のものは、JIS Z 1902(ペトロラタム系防食テープ)による厚さ1.1mmのもの																																														
絶縁テープ	ブチルゴム系のものは、ブチルゴム系合成ゴムを主体とする自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもの																																														
防食シート	(イ) ペトロラタム系のものは、変成ペトロラタムを主原料とした防食層と、未加硫ゴムシート層からなるシートで、厚さ4.0mmのもの																																														
	(ロ) ブチルゴム系のものは、自己融着性非加硫のゴムシートで、厚さ2.0mmのもの																																														
防食用プライマー	(イ) JIS Z 1903(ペトロラタム系防食ペースト)によるペトロラタムを主成分としたペースト状のもの																																														
	(ロ) ブチルゴム系は、ブチルゴムを主成分とした固形物を溶剤でとがしたもので、自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもので、試験等はJIS Z 1901(防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ)に準じたもの																																														
プラスチックテープ	自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもので、試験等はJIS Z 1901(防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ)に準じたもの																																														
防食テープ	ペトロラタム系のものは、JIS Z 1902(ペトロラタム系防食テープ)による厚さ1.1mmのもの																																														
絶縁テープ	ブチルゴム系のものは、ブチルゴム系合成ゴムを主体とする自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもの																																														
防食シート	ペトロラタム系のものは、変成ペトロラタムを主原料とした防食層と、未加硫ゴムシート層からなるシートで、厚さ4.0mmのもの																																														
絶縁シート	ブチルゴム系のものは、自己融着性非加硫のゴムシートで、厚さ2.0mmのもの																																														
防食用プライマー	(イ) JIS Z 1903(ペトロラタム系防食ペースト)によるペトロラタムを主成分としたペースト状のもの																																														
	(ロ) ブチルゴム系は、ブチルゴムを主成分とした固形物を溶剤でとがしたもので、自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもので、試験等はJIS Z 1901(防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ)に準じたもの																																														
プラスチックテープ	自己融着性の粘着材をポリエチレンテープに塗布した厚さ0.4mm以上のもので、試験等はJIS Z 1901(防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ)に準じたもの																																														
マスチック	(イ) ペトロラタムに短繊維及び無機質充填材を加えた非硬化性の粘土状にしたもので、ブロック又はシート状のもの																																														
	(ロ) ブチルゴムに短繊維及び無機質充填材を加えた非硬化性の粘土状にしたもので、ブロック又はシート状のもの																																														
	(ハ) イソプレングムに無機質充填材を加えた非硬化性の粘土状にしたもので、ブロック又はシート状のもの																																														
P113	2	1.9.2 防火区画貫通部処理	建築基準法施行令第112条第15項に規定する準耐火構造の防火区画等を貫通する管は、その隙間をモルタル又はロックウール断熱材で埋める。	建築基準法施行令第112条第14項に規定する準耐火構造の防火区画等を貫通する管は、その隙間をモルタル又はロックウール断熱材で充填する。	修文																																										
P115	2	1.10.1 一般事項	都市ガス(低圧)の最小保持時間 24分(※1)	都市ガス(低圧)の最小保持時間 5分～24分(※1) (詳細はガス会社基準による)	条件の見直し																																										
P120	2	2.1.2 弁類の保温	5.ステンレス鋼板又は、樹脂製カバー(屋内のみ)	5.ステンレス鋼板、 熔融アルミニウム亜鉛鉄板 又は、樹脂製カバー(屋内のみ)	仕様の追加																																										
P125	2	2.2.1 空気調和設備の保温	(2)管 冷媒管(呼び径40mm未満)保温厚さ10mm	(2)管 冷媒管(呼び径40mm未満)保温厚さ10mm(液管)保温厚さ20mm(ガス管) ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは8mmとしてもよい	規格に準じ修正																																										
P128	2	2.2.1 空気調和設備の保温	機器(外装材) 4. または5. ステンレス鋼板	機器(外装材) 4. または5. ステンレス鋼板 又は、熔融アルミニウム亜鉛鉄板	仕様の追加																																										
P130	2	2.3.1 給排水衛生設備の保温	機器(外装材) 4. または5. ステンレス鋼板	機器(外装材) 4. または5. ステンレス鋼板 又は、熔融アルミニウム亜鉛鉄板	仕様の追加																																										
P131	2	4 保温材、外装及び補助材	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材料区分</th> <th colspan="2">仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">保 温 材</td> <td rowspan="6">ロックウール 保温材</td> <td>ロックウール保温板1号、2号</td> <td rowspan="6">JIS A 9504(人造鉱物繊維保温材)のロックウール</td> </tr> <tr> <td>ロックウール保温筒</td> </tr> <tr> <td>ロックウール保温帯 1号</td> </tr> <tr> <td>フェルト 密度40kg/m3以上</td> </tr> <tr> <td>ロックウールブランケット 1号</td> </tr> <tr> <td>ブランケットは右記の材料で外面を補強したものとす。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">アルミホイルペーパー化粧保温板は上記に規定する保温材40Kの表面をアルミホイルペーパーで被覆したものとす。</td> <td>アルミガラスクロス化粧保温材は上記保温板、保温筒、保温帯(JISに規定されている表面布は不要)の表面をアルミガラスクロスで被覆したものとす。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルミホイルペーパー化粧保温板は上記に規定する保温材40Kの表面をアルミホイルペーパーで被覆したものとす。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルミガラスクロス化粧保温材は上記保温板、保温筒、保温帯(JISに規定されている表面布は不要)の表面をアルミガラスクロスで被覆したものとす。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルミホイルペーパー化粧保温板は上記に規定する保温材40Kの表面をアルミホイルペーパーで被覆したものとす。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	材料区分	仕 様		保 温 材	ロックウール 保温材	ロックウール保温板1号、2号	JIS A 9504(人造鉱物繊維保温材)のロックウール	ロックウール保温筒	ロックウール保温帯 1号	フェルト 密度40kg/m3以上	ロックウールブランケット 1号	ブランケットは右記の材料で外面を補強したものとす。	アルミホイルペーパー化粧保温板は上記に規定する保温材40Kの表面をアルミホイルペーパーで被覆したものとす。	アルミガラスクロス化粧保温材は上記保温板、保温筒、保温帯(JISに規定されている表面布は不要)の表面をアルミガラスクロスで被覆したものとす。		アルミホイルペーパー化粧保温板は上記に規定する保温材40Kの表面をアルミホイルペーパーで被覆したものとす。		アルミガラスクロス化粧保温材は上記保温板、保温筒、保温帯(JISに規定されている表面布は不要)の表面をアルミガラスクロスで被覆したものとす。		アルミホイルペーパー化粧保温板は上記に規定する保温材40Kの表面をアルミホイルペーパーで被覆したものとす。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>材料区分</th> <th colspan="2">仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">保 温 材</td> <td rowspan="6">ロックウール 保温材</td> <td>ロックウール保温板1号、2号</td> <td rowspan="6">JIS A 9504(人造鉱物繊維保温材)のロックウール</td> </tr> <tr> <td>ロックウール保温筒</td> </tr> <tr> <td>ロックウール保温帯 1号</td> </tr> <tr> <td>フェルト 密度40kg/m3以上</td> </tr> <tr> <td>ロックウールブランケット 1号</td> </tr> <tr> <td>ブランケットは右記の材料で外面を補強したものとす。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">アルミホイルペーパー化粧保温板は上記に規定する保温材40Kの表面をアルミホイルペーパーで被覆したものとす。</td> <td>アルミガラスクロス化粧保温材は上記保温板、保温筒、保温帯(JISに規定されている表面布は不要)の表面をアルミガラスクロスで被覆したものとす。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルミホイルペーパー化粧保温板は上記に規定する保温材40Kの表面をアルミホイルペーパーで被覆したものとす。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルミガラスクロス化粧保温材は上記保温板、保温筒、保温帯(JISに規定されている表面布は不要)の表面をアルミガラスクロスで被覆したものとす。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルミホイルペーパー化粧保温板は上記に規定する保温材40Kの表面をアルミホイルペーパーで被覆したものとす。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	材料区分	仕 様		保 温 材	ロックウール 保温材	ロックウール保温板1号、2号	JIS A 9504(人造鉱物繊維保温材)のロックウール	ロックウール保温筒	ロックウール保温帯 1号	フェルト 密度40kg/m3以上	ロックウールブランケット 1号	ブランケットは右記の材料で外面を補強したものとす。	アルミホイルペーパー化粧保温板は上記に規定する保温材40Kの表面をアルミホイルペーパーで被覆したものとす。	アルミガラスクロス化粧保温材は上記保温板、保温筒、保温帯(JISに規定されている表面布は不要)の表面をアルミガラスクロスで被覆したものとす。		アルミホイルペーパー化粧保温板は上記に規定する保温材40Kの表面をアルミホイルペーパーで被覆したものとす。		アルミガラスクロス化粧保温材は上記保温板、保温筒、保温帯(JISに規定されている表面布は不要)の表面をアルミガラスクロスで被覆したものとす。		アルミホイルペーパー化粧保温板は上記に規定する保温材40Kの表面をアルミホイルペーパーで被覆したものとす。		ロックウール工業会規格にて「平ラス」を定めたため追加
材料区分	仕 様																																														
保 温 材	ロックウール 保温材	ロックウール保温板1号、2号	JIS A 9504(人造鉱物繊維保温材)のロックウール																																												
		ロックウール保温筒																																													
		ロックウール保温帯 1号																																													
		フェルト 密度40kg/m3以上																																													
		ロックウールブランケット 1号																																													
		ブランケットは右記の材料で外面を補強したものとす。																																													
	アルミホイルペーパー化粧保温板は上記に規定する保温材40Kの表面をアルミホイルペーパーで被覆したものとす。	アルミガラスクロス化粧保温材は上記保温板、保温筒、保温帯(JISに規定されている表面布は不要)の表面をアルミガラスクロスで被覆したものとす。																																													
		アルミホイルペーパー化粧保温板は上記に規定する保温材40Kの表面をアルミホイルペーパーで被覆したものとす。																																													
		アルミガラスクロス化粧保温材は上記保温板、保温筒、保温帯(JISに規定されている表面布は不要)の表面をアルミガラスクロスで被覆したものとす。																																													
		アルミホイルペーパー化粧保温板は上記に規定する保温材40Kの表面をアルミホイルペーパーで被覆したものとす。																																													
材料区分	仕 様																																														
保 温 材	ロックウール 保温材	ロックウール保温板1号、2号	JIS A 9504(人造鉱物繊維保温材)のロックウール																																												
		ロックウール保温筒																																													
		ロックウール保温帯 1号																																													
		フェルト 密度40kg/m3以上																																													
		ロックウールブランケット 1号																																													
		ブランケットは右記の材料で外面を補強したものとす。																																													
	アルミホイルペーパー化粧保温板は上記に規定する保温材40Kの表面をアルミホイルペーパーで被覆したものとす。	アルミガラスクロス化粧保温材は上記保温板、保温筒、保温帯(JISに規定されている表面布は不要)の表面をアルミガラスクロスで被覆したものとす。																																													
		アルミホイルペーパー化粧保温板は上記に規定する保温材40Kの表面をアルミホイルペーパーで被覆したものとす。																																													
		アルミガラスクロス化粧保温材は上記保温板、保温筒、保温帯(JISに規定されている表面布は不要)の表面をアルミガラスクロスで被覆したものとす。																																													
		アルミホイルペーパー化粧保温板は上記に規定する保温材40Kの表面をアルミホイルペーパーで被覆したものとす。																																													

部分改訂内容(新旧)対照表

頁	編	章節	改訂前	改訂後	備考																																																																								
P131	2	4 保温材、外装及び補助材	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">材料区分</th> <th>仕様</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ポリスチレンフォーム保温材</td> <td>継手カバー等は、原則として、金型成形したもので、品質は上記保温筒の規格に適合するものとする。</td> </tr> </table>	材料区分		仕様	保温材	ポリスチレンフォーム保温材	継手カバー等は、原則として、金型成形したもので、品質は上記保温筒の規格に適合するものとする。	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">材料区分</th> <th>仕様</th> </tr> <tr> <td>保温材</td> <td>ポリスチレンフォーム保温材</td> <td>弁類、継手カバー等は、原則として、金型成形したもので、品質は上記保温筒の規格に適合するものとする。</td> </tr> </table>	材料区分		仕様	保温材	ポリスチレンフォーム保温材	弁類 、継手カバー等は、原則として、金型成形したもので、品質は上記保温筒の規格に適合するものとする。	ポリスチレンフォーム保温材に弁類を追加																																																												
材料区分		仕様																																																																											
保温材	ポリスチレンフォーム保温材	継手カバー等は、原則として、金型成形したもので、品質は上記保温筒の規格に適合するものとする。																																																																											
材料区分		仕様																																																																											
保温材	ポリスチレンフォーム保温材	弁類 、継手カバー等は、原則として、金型成形したもので、品質は上記保温筒の規格に適合するものとする。																																																																											
P132	2	4 保温材、外装及び補助材	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">材料区分</th> <th colspan="2">仕様</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">補助材</td> <td rowspan="4">接着剤</td> <td>接着するものの材質</td> <td>接着剤</td> </tr> <tr> <td>ガラスクロス及びアルミガラスクロス</td> <td>クロロプレン系</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレンフォーム保温材</td> <td>酢酸ビニル系</td> </tr> <tr> <td>紙</td> <td>合成ゴム系</td> </tr> </table>	材料区分		仕様		補助材	接着剤	接着するものの材質	接着剤	ガラスクロス及びアルミガラスクロス	クロロプレン系	ポリエチレンフォーム保温材	酢酸ビニル系	紙	合成ゴム系	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">材料区分</th> <th colspan="2">仕様</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">補助材</td> <td rowspan="4">接着剤</td> <td>接着するものの材質</td> <td>接着剤</td> </tr> <tr> <td>ガラスクロス及びアルミガラスクロス</td> <td>製造者仕様</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレンフォーム保温材</td> <td>酢酸ビニル系</td> </tr> <tr> <td>紙</td> <td>合成ゴム系接着剤 エポキシ系接着剤 変性シリコン系接着剤</td> </tr> </table>	材料区分		仕様		補助材	接着剤	接着するものの材質	接着剤	ガラスクロス及びアルミガラスクロス	製造者仕様	ポリエチレンフォーム保温材	酢酸ビニル系	紙	合成ゴム系接着剤 エポキシ系接着剤 変性シリコン系接着剤	仕様の変更																																												
材料区分		仕様																																																																											
補助材	接着剤	接着するものの材質	接着剤																																																																										
		ガラスクロス及びアルミガラスクロス	クロロプレン系																																																																										
		ポリエチレンフォーム保温材	酢酸ビニル系																																																																										
		紙	合成ゴム系																																																																										
材料区分		仕様																																																																											
補助材	接着剤	接着するものの材質	接着剤																																																																										
		ガラスクロス及びアルミガラスクロス	製造者仕様																																																																										
		ポリエチレンフォーム保温材	酢酸ビニル系																																																																										
		紙	合成ゴム系接着剤 エポキシ系接着剤 変性シリコン系接着剤																																																																										
P133	2	2.5.1 塗装	<table border="1"> <tr> <th>用途</th> <th>工程順序</th> <th>処理方法</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">調合ペイント塗り等を施す鉄面</td> <td>1. さび、汚れ及び付着物の除去</td> <td>スクレーパー、ワイヤブラシ、ディスクサンダー等</td> </tr> <tr> <td>2. 油類の除去</td> <td>揮発油拭き</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">調合ペイント塗り等を施す亜鉛メッキ面</td> <td>1. さび、汚れ及び付着物の除去</td> <td>スクレーパー、ワイヤブラシ等</td> </tr> <tr> <td>2. 油類の除去</td> <td>揮発油拭き</td> </tr> <tr> <td>3. 化学処理</td> <td>JIS K5633(エッチングプライマー) 1種1回塗り</td> </tr> </table>	用途	工程順序	処理方法	調合ペイント塗り等を施す鉄面	1. さび、汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ、ディスクサンダー等	2. 油類の除去	揮発油拭き	調合ペイント塗り等を施す亜鉛メッキ面	1. さび、汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ等	2. 油類の除去	揮発油拭き	3. 化学処理	JIS K5633(エッチングプライマー) 1種1回塗り	<table border="1"> <tr> <th>塗装箇所</th> <th>工程順序</th> <th>処理方法</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">合成樹脂調合ペイント塗り等を施す鉄面</td> <td>1. さび、汚れ及び付着物の除去</td> <td>スクレーパー、ワイヤブラシ、ディスクサンダー等</td> </tr> <tr> <td>2. 油類の除去</td> <td>揮発油拭き</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">合成樹脂調合ペイント塗り等を施す亜鉛メッキ面</td> <td>1. さび、汚れ及び付着物の除去</td> <td>スクレーパー、ワイヤブラシ等</td> </tr> <tr> <td>2. 油類の除去</td> <td>揮発油拭き</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td></td> </tr> </table>	塗装箇所	工程順序	処理方法	合成樹脂 調合ペイント塗り等を施す鉄面	1. さび、汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ、ディスクサンダー等	2. 油類の除去	揮発油拭き	合成樹脂 調合ペイント塗り等を施す亜鉛メッキ面	1. さび、汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ等	2. 油類の除去	揮発油拭き	削除		合成樹脂調合ペイントに修正し、亜鉛メッキ面への化学処理を削除																																										
用途	工程順序	処理方法																																																																											
調合ペイント塗り等を施す鉄面	1. さび、汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ、ディスクサンダー等																																																																											
	2. 油類の除去	揮発油拭き																																																																											
調合ペイント塗り等を施す亜鉛メッキ面	1. さび、汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ等																																																																											
	2. 油類の除去	揮発油拭き																																																																											
	3. 化学処理	JIS K5633(エッチングプライマー) 1種1回塗り																																																																											
塗装箇所	工程順序	処理方法																																																																											
合成樹脂 調合ペイント塗り等を施す鉄面	1. さび、汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ、ディスクサンダー等																																																																											
	2. 油類の除去	揮発油拭き																																																																											
合成樹脂 調合ペイント塗り等を施す亜鉛メッキ面	1. さび、汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ等																																																																											
	2. 油類の除去	揮発油拭き																																																																											
	削除																																																																												
P134	2	2.5.1 塗装	① 特記がなければ、調合ペイント塗りの塗料は、JIS K 5516(合成樹脂調合ペイント)の1種とし、アルミニウムペイント塗りの塗料は、JIS K 5492(アルミニウムペイント)とする。	① 特記がなければ、 合成樹脂 調合ペイント塗りの塗料は、JIS K 5516(合成樹脂調合ペイント)の1種とし、アルミニウムペイント塗りの塗料は、JIS K 5492(アルミニウムペイント)とする。	調合ペイントを合成樹脂調合ペイントに修正																																																																								
P134	2	2.5.1 塗装	<table border="1"> <tr> <th>塗装箇所</th> <th>規格名称</th> <th>規格番号及び種別</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">亜鉛めっき以外の鉄面</td> <td>一般用さび止めペイント</td> <td>JIS K 5621:2008 2種・4種</td> <td>屋内のみ</td> </tr> <tr> <td>水系さび止めペイント</td> <td>JASS 18 M-111</td> <td>屋内のみ</td> </tr> <tr> <td>鉛クロムフリーさび止めペイント</td> <td>JIS K 5674:2003</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">亜鉛メッキ面</td> <td>一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント</td> <td>JPMS 28</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂プライマー</td> <td>JASS 18 M-109</td> <td></td> </tr> </table> <p>注. さび止めペイントは、エッチングプライマー塗りの後、2時間以上8時間以内に塗る。 さび止め塗料に変性エポキシ樹脂プライマーを使用する場合は、化学処理を省略することができる。</p>	塗装箇所	規格名称	規格番号及び種別	備考	亜鉛めっき以外の鉄面	一般用さび止めペイント	JIS K 5621:2008 2種・4種	屋内のみ	水系さび止めペイント	JASS 18 M-111	屋内のみ	鉛クロムフリーさび止めペイント	JIS K 5674:2003		亜鉛メッキ面	一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント	JPMS 28		変性エポキシ樹脂プライマー	JASS 18 M-109		<table border="1"> <tr> <th>塗装箇所</th> <th>規格名称</th> <th>規格番号及び種別</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">亜鉛めっき以外の鉄面</td> <td>一般用さび止めペイント</td> <td>JIS K 5621:2008 2種・4種</td> <td>屋内のみ</td> </tr> <tr> <td>水系さび止めペイント</td> <td>JASS 18 M-111</td> <td>屋内のみ</td> </tr> <tr> <td>鉛クロムフリーさび止めペイント</td> <td>JIS K 5674:2003</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">亜鉛メッキ面</td> <td>一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント</td> <td>JPMS 28</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂プライマー</td> <td>JASS 18 M-109</td> <td></td> </tr> <tr> <td>弱溶剤系変性エポキシ樹脂プライマー</td> <td>JASS 18 M-109</td> <td></td> </tr> </table>	塗装箇所	規格名称	規格番号及び種別	備考	亜鉛めっき以外の鉄面	一般用さび止めペイント	JIS K 5621:2008 2種・4種	屋内のみ	水系さび止めペイント	JASS 18 M-111	屋内のみ	鉛クロムフリーさび止めペイント	JIS K 5674:2003		亜鉛メッキ面	一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント	JPMS 28		変性エポキシ樹脂プライマー	JASS 18 M-109		弱溶剤系変性エポキシ樹脂プライマー	JASS 18 M-109		JASSの改訂に整合実態に合わせ見直し P135 表中にある「エッチングプライマー」の記述は削除、P135 P136 表中にある「調合ペイント」は「合成樹脂調合ペイント」と、読み替える																											
塗装箇所	規格名称	規格番号及び種別	備考																																																																										
亜鉛めっき以外の鉄面	一般用さび止めペイント	JIS K 5621:2008 2種・4種	屋内のみ																																																																										
	水系さび止めペイント	JASS 18 M-111	屋内のみ																																																																										
	鉛クロムフリーさび止めペイント	JIS K 5674:2003																																																																											
亜鉛メッキ面	一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント	JPMS 28																																																																											
	変性エポキシ樹脂プライマー	JASS 18 M-109																																																																											
塗装箇所	規格名称	規格番号及び種別	備考																																																																										
亜鉛めっき以外の鉄面	一般用さび止めペイント	JIS K 5621:2008 2種・4種	屋内のみ																																																																										
	水系さび止めペイント	JASS 18 M-111	屋内のみ																																																																										
	鉛クロムフリーさび止めペイント	JIS K 5674:2003																																																																											
亜鉛メッキ面	一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント	JPMS 28																																																																											
	変性エポキシ樹脂プライマー	JASS 18 M-109																																																																											
	弱溶剤系変性エポキシ樹脂プライマー	JASS 18 M-109																																																																											
P137	2	2.52 防錆	(2)溶融亜鉛めっき ① めっきは、JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)の2種35とする。 ただし、弁類は2種55とする。	(2)溶融亜鉛めっき ① めっきは、JIS H 8641(溶融亜鉛めっき) による2種35を標準とする。	溶融亜鉛めっきの種類は2種35を標準とした																																																																								
P159	2	4.2.3 誘導電動機の始動方式	機器(製造者の標準仕様のものを含む)200V三相誘導電動機の始動方式は、特記がない限り下表による。	機器(製造者の標準仕様のものを含む) の200V・400V 三相誘導電動機の始動方式は、特記がない限り下表による。	400V三相誘導電動機の始動方式を追記																																																																								
P164	3	1.2.1 空気調和設備工事 ダクト仕様一覧表 亜鉛鉄板	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">種別・工法</th> <th colspan="5">板厚・長辺長さ及び呼称寸法</th> <th rowspan="2">接合用ボルト</th> <th rowspan="2">フランジ取付用リベット ※1</th> </tr> <tr> <th>0.5</th> <th>0.6</th> <th>0.8</th> <th>1</th> <th>1.2</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">①アングルフランジ工法 長方形ダクト</td> <td>接合フランジ ※11</td> <td>25×25×3</td> <td>30×30×3</td> <td>40×40×3</td> <td>40×40×5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最大間隔</td> <td colspan="4">1,820</td> <td>100 ※4 (ナ、中央とも)</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>高圧2ダクト (+1,001~2,500Pa) (-1,001~-2,500Pa)</td> <td></td> <td></td> <td>~450</td> <td>451~1,200</td> <td>1,201~</td> <td>最小呼び径 M8.0 (ガスケット 3.0以上)</td> <td>最小呼び径 4.5</td> </tr> </table>	種別・工法	板厚・長辺長さ及び呼称寸法					接合用ボルト	フランジ取付用リベット ※1	0.5	0.6	0.8	1	1.2	①アングルフランジ工法 長方形ダクト	接合フランジ ※11	25×25×3	30×30×3	40×40×3	40×40×5			最大間隔	1,820				100 ※4 (ナ、中央とも)	65	高圧2ダクト (+1,001~2,500Pa) (-1,001~-2,500Pa)			~450	451~1,200	1,201~	最小呼び径 M8.0 (ガスケット 3.0以上)	最小呼び径 4.5	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">種別・工法</th> <th colspan="5">板厚・長辺長さ及び呼称寸法</th> <th rowspan="2">接合用ボルト</th> <th rowspan="2">フランジ取付用リベット ※1</th> </tr> <tr> <th>0.5</th> <th>0.6</th> <th>0.8</th> <th>1</th> <th>1.2</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">①アングルフランジ工法 長方形ダクト</td> <td>接合フランジ ※11</td> <td>25×25×3</td> <td>30×30×3</td> <td>40×40×3</td> <td>40×40×5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最大間隔</td> <td colspan="4">1,820</td> <td>100 ※4 (ナ、中央とも)</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>高圧2ダクト (+1,001~2,500Pa) (-1,001~-2,000Pa)</td> <td></td> <td></td> <td>~450</td> <td>451~1,200</td> <td>1,201~</td> <td>最小呼び径 M8.0 (ガスケット 3.0以上)</td> <td>最小呼び径 4.5</td> </tr> </table>	種別・工法	板厚・長辺長さ及び呼称寸法					接合用ボルト	フランジ取付用リベット ※1	0.5	0.6	0.8	1	1.2	①アングルフランジ工法 長方形ダクト	接合フランジ ※11	25×25×3	30×30×3	40×40×3	40×40×5			最大間隔	1,820				100 ※4 (ナ、中央とも)	65	高圧2ダクト (+1,001~2,500Pa) (-1,001~-2,000Pa)			~450	451~1,200	1,201~	最小呼び径 M8.0 (ガスケット 3.0以上)	最小呼び径 4.5	JISとの整合
種別・工法	板厚・長辺長さ及び呼称寸法					接合用ボルト	フランジ取付用リベット ※1																																																																						
	0.5	0.6	0.8	1	1.2																																																																								
①アングルフランジ工法 長方形ダクト	接合フランジ ※11	25×25×3	30×30×3	40×40×3	40×40×5																																																																								
	最大間隔	1,820				100 ※4 (ナ、中央とも)	65																																																																						
高圧2ダクト (+1,001~2,500Pa) (-1,001~-2,500Pa)			~450	451~1,200	1,201~	最小呼び径 M8.0 (ガスケット 3.0以上)	最小呼び径 4.5																																																																						
種別・工法	板厚・長辺長さ及び呼称寸法					接合用ボルト	フランジ取付用リベット ※1																																																																						
	0.5	0.6	0.8	1	1.2																																																																								
①アングルフランジ工法 長方形ダクト	接合フランジ ※11	25×25×3	30×30×3	40×40×3	40×40×5																																																																								
	最大間隔	1,820				100 ※4 (ナ、中央とも)	65																																																																						
高圧2ダクト (+1,001~2,500Pa) (-1,001~-2,000Pa)			~450	451~1,200	1,201~	最小呼び径 M8.0 (ガスケット 3.0以上)	最小呼び径 4.5																																																																						
P166	3	1.2.2 ダクト仕様一覧表 ステンレス・グラスウール	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">材料名</th> <th>板厚</th> <th colspan="2">接続方法、補強及び補強材料</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">長方形</td> <td>低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)</td> <td rowspan="2">板厚 25</td> <td rowspan="2">接続部アルミ箱 テープ厚0.05以上</td> <td rowspan="2">テープ幅 75以上</td> </tr> <tr> <td>低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)</td> <td>テープ幅 50以上</td> </tr> </table> <p>接続方法 補強及び補強材料等は製造者が規定する施工基準による</p>	材料名		板厚	接続方法、補強及び補強材料		長方形	低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)	板厚 25	接続部アルミ箱 テープ厚0.05以上	テープ幅 75以上	低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)	テープ幅 50以上	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">材料名</th> <th>板厚</th> <th colspan="2">接続方法、補強及び補強材料</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">長方形</td> <td>低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)</td> <td rowspan="2">板厚 25</td> <td rowspan="2">接続部アルミ箱 テープ厚0.05以上</td> <td rowspan="2">テープ幅 75以上</td> </tr> <tr> <td>低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)</td> <td>テープ幅 50以上</td> </tr> </table> <p>接続方法 補強及び補強材料等は「グラスウール製ダクト標準施工要領」(グラスウールダクト工業会) (2019年5月改訂版)による</p>	材料名		板厚	接続方法、補強及び補強材料		長方形	低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)	板厚 25	接続部アルミ箱 テープ厚0.05以上	テープ幅 75以上	低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)	テープ幅 50以上	参照施工要領変更																																																
材料名		板厚	接続方法、補強及び補強材料																																																																										
長方形	低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)	板厚 25	接続部アルミ箱 テープ厚0.05以上	テープ幅 75以上																																																																									
	低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)				テープ幅 50以上																																																																								
材料名		板厚	接続方法、補強及び補強材料																																																																										
長方形	低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)	板厚 25	接続部アルミ箱 テープ厚0.05以上	テープ幅 75以上																																																																									
	低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)				テープ幅 50以上																																																																								
P168	3	1.3.1 ダクト施工一般事項	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">ダクトの区分</th> <th colspan="2">常用圧力</th> </tr> <tr> <th>正圧</th> <th>負圧</th> </tr> <tr> <td>高圧2ダクト</td> <td>+1,000を越え +2,500以下</td> <td>-1,000を越え -2,500以内</td> </tr> </table>	ダクトの区分	常用圧力		正圧	負圧	高圧2ダクト	+1,000を越え +2,500以下	-1,000を越え -2,500以内	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">ダクトの区分</th> <th colspan="2">常用圧力</th> </tr> <tr> <th>正圧</th> <th>負圧</th> </tr> <tr> <td>高圧2ダクト</td> <td>+1,000を越え +2,500以下</td> <td>-1,000を越え -2,000以内</td> </tr> </table>	ダクトの区分	常用圧力		正圧	負圧	高圧2ダクト	+1,000を越え +2,500以下	-1,000を越え -2,000以内	JISとの整合																																																								
ダクトの区分	常用圧力																																																																												
	正圧	負圧																																																																											
高圧2ダクト	+1,000を越え +2,500以下	-1,000を越え -2,500以内																																																																											
ダクトの区分	常用圧力																																																																												
	正圧	負圧																																																																											
高圧2ダクト	+1,000を越え +2,500以下	-1,000を越え -2,000以内																																																																											

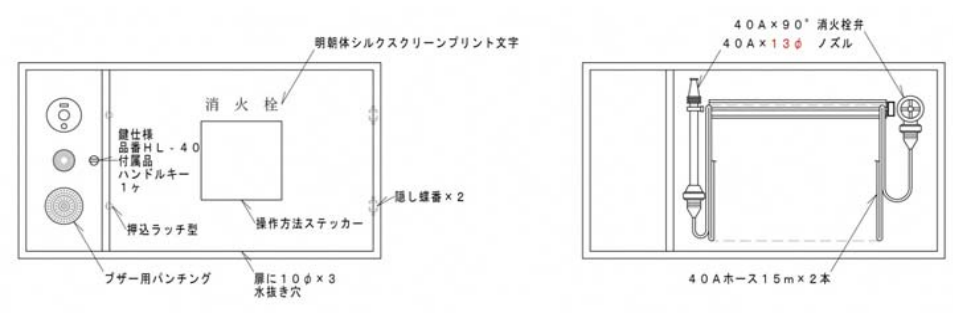
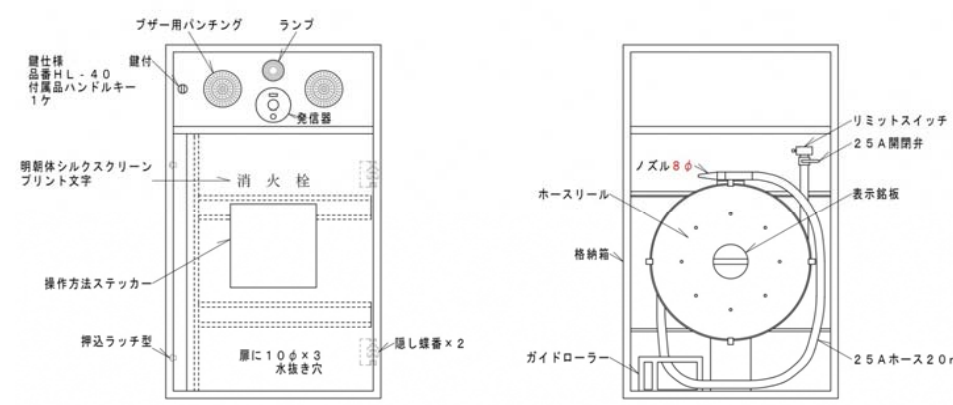
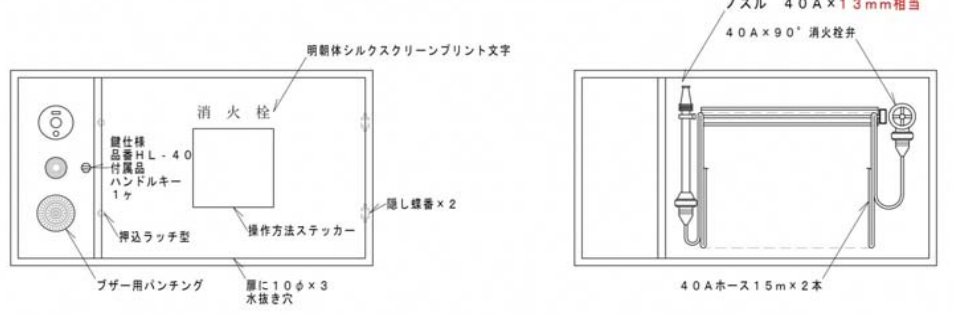
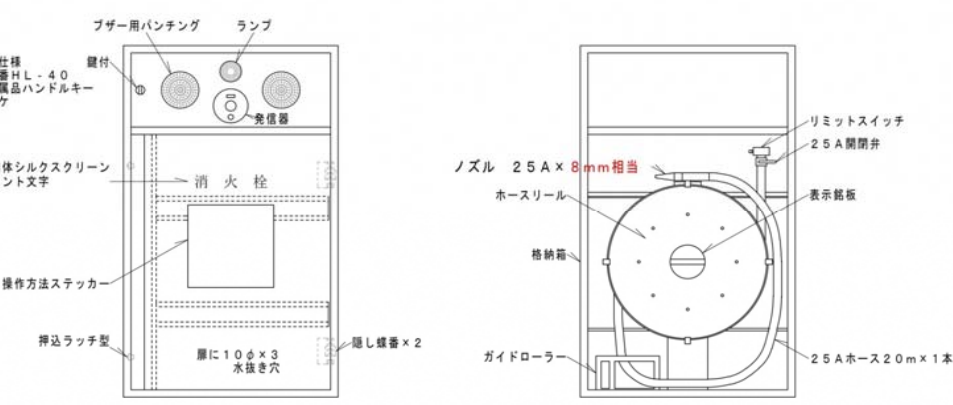
部分改訂内容(新旧)対照表

頁	編	章節	改訂前	改訂後	備考
P177	3	1.6.2 円形ダクト及びパイラルダクトの接続	(1) 差し込み接続は、継手の外面にシール材を塗布し、直管に差し込み、鋼製ビスで周囲を接合した後、ダクト用テープで継目の外周を差し込み長さ以上となるように二重巻きする。	(1) 差し込み接続は、継手を直管に差し込み、鋼製ビスで周囲を固定し、継手と直管の継目全周にシール材を塗布した後、ダクト用テープで継目の外周を差し込み長さ以上となるように二重巻きする。	施工の実績に合わせて見直し
P178	3	1.7.4 ステンレスダクトの接続	(6) 円形ダクトの接続は、継手の外面に接着剤を塗布して直管を差し込み、ステンレス製ビスで周囲を接合し、継手をダクト用テープで二重に巻いて行うか、又は長方形ダクト用接合フランジ(継ぎ箇所は2箇所以上)を用いて行う。	(6) 円形ダクトの接続は、継手を直管に差し込み、鋼製ビスで周囲を固定し、継手と直管の継目全周にシール材を塗布した後、継手をダクト用テープで二重に巻いて行うか、又は長方形ダクト用接合フランジ(継ぎ箇所は2箇所以上)を用いて行う。	施工の実績に合わせて見直し
P179	3	1.8.1 グラスウールダクト一般事項	(2) 材料は、国土交通大臣認定品(建築基準法第38条による不燃材)とする。その他の仕様については製造者の標準仕様とする。	(2) 材料は、国土交通大臣認定品(建築基準法第38条による不燃材)とする。その他の仕様については「グラスウール製ダクト標準仕様書」(グラスウールダクト工業会)による。	仕様の見直し
P179	3	1.8.1 グラスウールダクト一般事項	(3) 厚さ25mm、密度60kg/cm ² 相当、内部表面処理、外面アルミ箔とする。(補強材入り)	(3) 厚さ25mm、密度60kg/m ³ 相当、内部表面処理、外面アルミ箔とする。(補強材入り)	修文
P179	3	1.8.1 グラスウールダクト一般事項	(4) 施工は、製造者が規定する施工基準に従い施工する。	(4) 施工は、「グラスウール製ダクト標準施工要領」(グラスウールダクト工業会)(分岐ダクトの接続及びダンパーとの接続に関する項目を除く)に従い施工する。	参照施工要領変更
P179	3	1.8.1 グラスウールダクト一般事項	(5) 施工者は、製造業者が開催する講習会等の受講終了証の写しを監督員に提出し、承諾を受ける。 (6) 低圧ダクトに適用する。	(5) 削除 (5) 低圧ダクトに適用する。	項目削除及び番号繰り上げ
P180	3	1.9.1 排煙ダクト一般事項	(6) 排煙ダクトは、…150mm以上離す。 (7) 排出口は煙が、…注意する。 (8) 煙の排出方法を、下図に示す。	(6) ダクトを溶接接合する場合の溶接部は、ワイヤブラシ等で可能な限り清掃し、さび止め塗装又は有機質亜鉛末塗料で溶接面の補修を行う。 (7) 排煙ダクトは、…150mm以上離す。 (8) 排出口は煙が、…注意する。 (9) 煙の排出方法を、下図に示す。	溶接する場合の補修について追記及び番号繰り下げ
P186	3	1.10.8 ダクト付属品温度計	(1) 温度計は、JIS B 7411(ガラス製棒状温度計(全浸没))又はJIS B 7412(ガラス製二重管温度計)又はJIS B 7542(工業用バイメタル式温度計)に準じた材料、構造及び性能を有するものとする。	(1) 温度計は、JIS B 7414(ガラス製温度計)又はバイメタル式温度計に準じた材料、構造及び性能を有するものとする。	JISとの整合
P186	3	1.10.8 ダクト付属品温度計	(2) JIS B 7411(ガラス製棒状温度計(全浸没))のガード付きL形温度計とし、水銀製品以外のものとする。	(2) JIS B 7414(ガラス製温度計)のガード付きL形温度計とし、水銀製品以外のものとする。	同上
P186	3	1.10.8 ダクト付属品温度計	(3) JIS B 7542(工業用バイメタル式温度計)は、目盛板外径が100mmのものとする。	(3) バイメタル式温度計は、目盛板外径が100mmのものとする。	同上
P195	4	1.1.1 自動制御工事一般事項	(2) 自動制御のシステム構成、機能は図面及び特記による。	(2) 自動制御のシステム構成、機能は公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成31年版、図面及び特記による。	参照版変更
P216	5	1.1.3 給排水衛生設備工事衛生器具の取り付け要領	(5) 水栓 ②水栓の吐水口端と水受け容器のあふれ縁と吐水口空間は、下図に準ずる。	(5) 水栓 ②水栓の吐水口の外観最下端位置と水受け容器のあふれ縁と吐水口空間は、下図に準ずる。	実態に合わせて見直し

部分改訂内容(新旧)対照表

頁	編	章節	改訂前	改訂後	備考																																																																																																																																																																							
P218	5	1.1.5 大便器・小便器のJIS記号	<p>大便器・小便器のJIS記号 JIS A 5207・2014</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="3">種類の名称</th> <th colspan="3">記号</th> </tr> <tr> <th>給水方式</th> <th>設置形態</th> <th>排水方向</th> <th>洗浄方式</th> <th>一般形</th> <th>節水Ⅰ形</th> <th>節水Ⅱ形</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">大便器</td> <td rowspan="6">タンク式</td> <td rowspan="3">床置</td> <td rowspan="2">床排水</td> <td>洗落とし</td> <td>C1200</td> <td>C1200R</td> <td>C1200S</td> </tr> <tr> <td>サイホン</td> <td>C1210</td> <td>C1210R</td> <td>C1210S</td> </tr> <tr> <td>壁排水</td> <td>洗落とし</td> <td>—</td> <td>C1201R</td> <td>C1201S</td> </tr> <tr> <td>サイホン</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>C1211S</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">壁掛</td> <td rowspan="2">壁排水</td> <td>洗落とし</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>サイホン</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">洗浄弁式</td> <td rowspan="3">床置</td> <td rowspan="2">床排水</td> <td>洗落とし</td> <td>C710</td> <td>C710R</td> <td>C710S</td> </tr> <tr> <td>サイホン</td> <td>C910</td> <td>C910R</td> <td>C910S</td> </tr> <tr> <td>壁排水</td> <td>洗落とし</td> <td>C730</td> <td>C730R</td> <td>C730S</td> </tr> <tr> <td>サイホン</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">壁掛</td> <td rowspan="2">壁排水</td> <td>洗落とし</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>C1610S</td> </tr> <tr> <td>サイホン</td> <td>—</td> <td>C1810R</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">専用洗浄弁式</td> <td rowspan="3">床置</td> <td rowspan="2">床排水</td> <td>洗落とし</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>C610S (C610SM)</td> </tr> <tr> <td>サイホン</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>C810S</td> </tr> <tr> <td>壁排水</td> <td>洗落とし</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>C630S (C630SM)</td> </tr> <tr> <td>サイホン</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>C830S</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">壁掛</td> <td rowspan="2">壁排水</td> <td>洗落とし</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>サイホン</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>幼児用</td> <td colspan="3"></td> <td>C760</td> <td>C760R</td> <td>C760S</td> </tr> <tr> <td>高座面</td> <td colspan="3"></td> <td>C1111</td> <td>C1111R</td> <td>C1111S</td> </tr> </tbody> </table>	種類	種類の名称			記号			給水方式	設置形態	排水方向	洗浄方式	一般形	節水Ⅰ形	節水Ⅱ形	大便器	タンク式	床置	床排水	洗落とし	C1200	C1200R	C1200S	サイホン	C1210	C1210R	C1210S	壁排水	洗落とし	—	C1201R	C1201S	サイホン	—	—	C1211S	壁掛	壁排水	洗落とし	—	—	—	サイホン	—	—	—	洗浄弁式	床置	床排水	洗落とし	C710	C710R	C710S	サイホン	C910	C910R	C910S	壁排水	洗落とし	C730	C730R	C730S	サイホン	—	—	—	壁掛	壁排水	洗落とし	—	—	C1610S	サイホン	—	C1810R	—	専用洗浄弁式	床置	床排水	洗落とし	—	—	C610S (C610SM)	サイホン	—	—	C810S	壁排水	洗落とし	—	—	C630S (C630SM)	サイホン	—	—	C830S	壁掛	壁排水	洗落とし	—	—	—	サイホン	—	—	—	幼児用				C760	C760R	C760S	高座面				C1111	C1111R	C1111S	<p>大便器・小便器のJIS記号 JIS A 5207・2019</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="3">種類の名称</th> <th colspan="2">記号</th> </tr> <tr> <th>給水方式</th> <th>設置形態</th> <th>排水方向</th> <th>Ⅰ形</th> <th>Ⅱ形</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">大便器</td> <td rowspan="4">タンク式</td> <td rowspan="2">床置</td> <td>床排水</td> <td>C1200R</td> <td>C1200S</td> </tr> <tr> <td>壁排水</td> <td>C1201R</td> <td>C1201S</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洗浄弁式</td> <td rowspan="2">床置</td> <td>床排水</td> <td>C710R</td> <td>C710S</td> </tr> <tr> <td>壁排水</td> <td>C730R</td> <td>C730S</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専用洗浄弁式</td> <td rowspan="2">床置</td> <td>床排水</td> <td>—</td> <td>C810S (C810SM)</td> </tr> <tr> <td>壁排水</td> <td>—</td> <td>C830S (C830SM)</td> </tr> <tr> <td>幼児用</td> <td colspan="3"></td> <td>—</td> <td>C760S</td> </tr> <tr> <td>高座面</td> <td colspan="3"></td> <td>C1111R</td> <td>C1111S</td> </tr> </tbody> </table>	種類	種類の名称			記号		給水方式	設置形態	排水方向	Ⅰ形	Ⅱ形	大便器	タンク式	床置	床排水	C1200R	C1200S	壁排水	C1201R	C1201S	洗浄弁式	床置	床排水	C710R	C710S	壁排水	C730R	C730S	専用洗浄弁式	床置	床排水	—	C810S (C810SM)	壁排水	—	C830S (C830SM)	幼児用				—	C760S	高座面				C1111R	C1111S	JISとの整合
種類	種類の名称				記号																																																																																																																																																																							
	給水方式	設置形態	排水方向	洗浄方式	一般形	節水Ⅰ形	節水Ⅱ形																																																																																																																																																																					
大便器	タンク式	床置	床排水	洗落とし	C1200	C1200R	C1200S																																																																																																																																																																					
				サイホン	C1210	C1210R	C1210S																																																																																																																																																																					
			壁排水	洗落とし	—	C1201R	C1201S																																																																																																																																																																					
		サイホン	—	—	C1211S																																																																																																																																																																							
		壁掛	壁排水	洗落とし	—	—	—																																																																																																																																																																					
				サイホン	—	—	—																																																																																																																																																																					
	洗浄弁式	床置	床排水	洗落とし	C710	C710R	C710S																																																																																																																																																																					
				サイホン	C910	C910R	C910S																																																																																																																																																																					
			壁排水	洗落とし	C730	C730R	C730S																																																																																																																																																																					
		サイホン	—	—	—																																																																																																																																																																							
壁掛		壁排水	洗落とし	—	—	C1610S																																																																																																																																																																						
			サイホン	—	C1810R	—																																																																																																																																																																						
専用洗浄弁式	床置	床排水	洗落とし	—	—	C610S (C610SM)																																																																																																																																																																						
			サイホン	—	—	C810S																																																																																																																																																																						
		壁排水	洗落とし	—	—	C630S (C630SM)																																																																																																																																																																						
	サイホン	—	—	C830S																																																																																																																																																																								
	壁掛	壁排水	洗落とし	—	—	—																																																																																																																																																																						
			サイホン	—	—	—																																																																																																																																																																						
幼児用				C760	C760R	C760S																																																																																																																																																																						
高座面				C1111	C1111R	C1111S																																																																																																																																																																						
種類	種類の名称			記号																																																																																																																																																																								
	給水方式	設置形態	排水方向	Ⅰ形	Ⅱ形																																																																																																																																																																							
大便器	タンク式	床置	床排水	C1200R	C1200S																																																																																																																																																																							
			壁排水	C1201R	C1201S																																																																																																																																																																							
		洗浄弁式	床置	床排水	C710R	C710S																																																																																																																																																																						
				壁排水	C730R	C730S																																																																																																																																																																						
	専用洗浄弁式	床置	床排水	—	C810S (C810SM)																																																																																																																																																																							
			壁排水	—	C830S (C830SM)																																																																																																																																																																							
	幼児用				—	C760S																																																																																																																																																																						
	高座面				C1111R	C1111S																																																																																																																																																																						
	P222	5	1.3.2 屋内消火栓箱の取り付け	<p>(1)屋内1号消火栓箱(火報併設埋込型)</p>	<p>(1)屋内1号消火栓箱(火報併設埋込型)</p>	実態に合わせて見直し																																																																																																																																																																						

部分改訂内容(新旧)対照表

頁	編	章節	改訂前	改訂後	備考												
P222	5	1.3.2 屋内消火栓箱 の取り付け	<p>(2)屋内1号消火栓箱(火報併設埋込型・横型)</p>  <p>(4)屋内2号消火栓箱(火報併設埋込型)</p> 	<p>(2)屋内1号消火栓箱(火報併設埋込型・横型)</p>  <p>(4)屋内2号消火栓箱(火報併設埋込型)</p> 													
P231	5	2.2.6 排水管の布設	<p>(1)埋め戻しは良質の発生土とし、床付け(根切り底を管の下端より100mm程度深くし、切り込み砕石、切込み砂利又は山砂の類を敷き込み、突き固める)した後に、配管する。</p>	<p>(1)埋め戻しは良質の発生土とし、砂利地業(根切り底を管の下端より100mm程度深くし、切り込み砕石、切込み砂利又は山砂の類を敷き込み、突き固める)した後に、配管する。</p>	修文												
P264	6 総合調整	1.3.3 水質試験	記述なし	<p>(3)雨水を雑用水として使用する場合、水質の測定を行う。検査項目は通常下記項目を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1513 1386 2255 1617"> <thead> <tr> <th>水質試験項目</th> <th>水質基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>pH値</td> <td>5.8~8.6</td> </tr> <tr> <td>臭気</td> <td>異常でないこと</td> </tr> <tr> <td>外観</td> <td>ほとんど無色透明であること</td> </tr> <tr> <td>大腸菌</td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>濁度</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※水洗便所用水については、濁度は適用しない</p>	水質試験項目	水質基準	pH値	5.8~8.6	臭気	異常でないこと	外観	ほとんど無色透明であること	大腸菌	検出されないこと	濁度	2以下	雑用水の水質試験を追加
水質試験項目	水質基準																
pH値	5.8~8.6																
臭気	異常でないこと																
外観	ほとんど無色透明であること																
大腸菌	検出されないこと																
濁度	2以下																

部分改訂内容(新旧)対照表

頁	編	章節	改訂前	改訂後	備考																																																																						
P272	7	1.1.12 建設に係わる法令・規制・基準等 ↓ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)	<p>対象となる建築物で新築、一定規模の増改築等を行う場合、工事着手の予定の日の21日前までに省エネ措置の届出が必要である。 なお、平成20年に改正され、平成22年4月1日以降に着手した床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の建物においても、新築・増改築する場合に、省エネ措置の届出が義務付けられている。 問合せ先: 建築局 建築指導部 建築環境課 671-4526</p> <p>対象建物</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>第一種特定建築物 2,000㎡以上</td> <td>第二種特定建築物 300㎡以上2,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>対象規模(床面積)</td> <td>・新築、一定規模の増改築 ・屋根、壁又は床の一定規模以上の修繕又は模様替 ・空調和設備等の設置又は一定の改修</td> <td>・新築、一定規模の増改築</td> </tr> <tr> <td>省エネ措置の届出対象となる行為</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		第一種特定建築物 2,000㎡以上	第二種特定建築物 300㎡以上2,000㎡未満	対象規模(床面積)	・新築、一定規模の増改築 ・屋根、壁又は床の一定規模以上の修繕又は模様替 ・空調和設備等の設置又は一定の改修	・新築、一定規模の増改築	省エネ措置の届出対象となる行為			<p>建築物省エネ法により、床面積2,000㎡以上の非住宅建築物の新築等については省エネ基準に適合していなければ建築基準法の確認済証をうけることができない。 また、床面積が300㎡以上の建築物の新築・増改築等をする場合、工事を着手する日の21日前までに省エネ計画の届出が必要である。(基準適合義務の対象となる非住宅建築物については届出不要。) 問合せ先: 建築局 建築指導部 建築企画課 671-4526</p> <p>(1)対象建築物(新築)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>適合義務</td> <td>届出義務</td> </tr> <tr> <td>対象建築物</td> <td>特定建築物 非住宅部分の面積が2000㎡以上の建物</td> <td>特定建築物以外の建築物の新築であって床面積が300㎡以上のもの</td> </tr> </table> <p>※面積は高い開放性を有する部分を除いた面積</p> <p>(2)対象建築物(増築・改築)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">増改築の面積(全体)</td> <td rowspan="2">増改築のうち非住宅部分の面積</td> <td rowspan="2">増改築後の非住宅部分の面積</td> <td rowspan="2">平成29年4月施行後に新築された建築物</td> <td colspan="2">平成29年4月施行の際に現存する建築物</td> </tr> <tr> <td>【特定増改築外】</td> <td>【特定増改築】</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">300㎡以上</td> <td>300㎡以上</td> <td>2,000㎡以上(特定建築物)</td> <td>適合義務</td> <td>適合義務</td> <td>届出義務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,000㎡未満</td> <td colspan="3">届出義務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>300㎡未満</td> <td>二</td> <td colspan="3">届出義務</td> </tr> </table> <p>※面積は高い開放性を有する部分を除いた面積</p> <p>【特定増改築】: 増改築する部分の非住宅の面積 / 増改築後の非住宅の面積 ≤ 1/2 ※面積は延べ面積</p>		適合義務	届出義務	対象建築物	特定建築物 非住宅部分の面積が2000㎡以上の建物	特定建築物以外の建築物の新築であって床面積が300㎡以上のもの	増改築の面積(全体)	増改築のうち非住宅部分の面積	増改築後の非住宅部分の面積	平成29年4月施行後に新築された建築物	平成29年4月施行の際に現存する建築物		【特定増改築外】	【特定増改築】	300㎡以上	300㎡以上	2,000㎡以上(特定建築物)	適合義務	適合義務	届出義務		2,000㎡未満	届出義務				300㎡未満	二	届出義務			関係法規の変更(省エネ法に基づく省エネ措置の届出の廃止)																														
	第一種特定建築物 2,000㎡以上	第二種特定建築物 300㎡以上2,000㎡未満																																																																									
対象規模(床面積)	・新築、一定規模の増改築 ・屋根、壁又は床の一定規模以上の修繕又は模様替 ・空調和設備等の設置又は一定の改修	・新築、一定規模の増改築																																																																									
省エネ措置の届出対象となる行為																																																																											
	適合義務	届出義務																																																																									
対象建築物	特定建築物 非住宅部分の面積が2000㎡以上の建物	特定建築物以外の建築物の新築であって床面積が300㎡以上のもの																																																																									
増改築の面積(全体)	増改築のうち非住宅部分の面積	増改築後の非住宅部分の面積	平成29年4月施行後に新築された建築物	平成29年4月施行の際に現存する建築物																																																																							
				【特定増改築外】	【特定増改築】																																																																						
300㎡以上	300㎡以上	2,000㎡以上(特定建築物)	適合義務	適合義務	届出義務																																																																						
		2,000㎡未満	届出義務																																																																								
	300㎡未満	二	届出義務																																																																								
P279	7	1.3.3 建設発生土(残土)等	<p>(2)がれき類の処分 ②(廃棄)指定処分</p> <table border="1"> <tr> <td>処分先</td> <td>南本牧廃棄物最終処分場</td> <td>横浜市中区南本牧4番地先 南本牧埠頭第2ブロック 管理事務所 625-9647</td> </tr> </table>	処分先	南本牧廃棄物最終処分場	横浜市中区南本牧4番地先 南本牧埠頭第2ブロック 管理事務所 625-9647	<p>(2)がれき類の処分 ②(廃棄)指定処分</p> <table border="1"> <tr> <td>処分先</td> <td>南本牧廃棄物最終処分場</td> <td>横浜市中区南本牧3番1、4番1地先 南本牧埠頭第5ブロック 管理事務所 625-9647</td> </tr> </table>	処分先	南本牧廃棄物最終処分場	横浜市中区南本牧3番1、4番1地先 南本牧埠頭第5ブロック 管理事務所 625-9647	処分先の変更																																																																
処分先	南本牧廃棄物最終処分場	横浜市中区南本牧4番地先 南本牧埠頭第2ブロック 管理事務所 625-9647																																																																									
処分先	南本牧廃棄物最終処分場	横浜市中区南本牧3番1、4番1地先 南本牧埠頭第5ブロック 管理事務所 625-9647																																																																									
P282	7	2 法令による届出、提出書類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請書類</th> <th>提出先</th> <th>申請者</th> <th>申請時期</th> <th>関係法規</th> <th>対象設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">環境保全関係</td> </tr> <tr> <td>特定小規模施設設置届出書</td> <td>環境創造局 大気・音環境課</td> <td rowspan="4">施主</td> <td>設置30日前まで</td> <td>生活環境の保全等に関する条例第86条第1項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定施設設置届出書(騒音関係)</td> <td>環境創造局 大気・音環境課</td> <td>設置30日前まで</td> <td>騒音規制法第6条第1項 振動規制法第6条第1項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定施設設置届出書(下水関係)</td> <td>環境創造局 水・土壌環境課</td> <td rowspan="2">設置60日前まで</td> <td>下水道法第12条の3第1項、 施行規則第8条</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書</td> <td>環境創造局 大気・音環境課</td> <td>大気汚染防止法第6条第1項 第7条第1項、第8条第1項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	申請書類	提出先	申請者	申請時期	関係法規	対象設備	環境保全関係						特定小規模施設設置届出書	環境創造局 大気・音環境課	施主	設置30日前まで	生活環境の保全等に関する条例第86条第1項		特定施設設置届出書(騒音関係)	環境創造局 大気・音環境課	設置30日前まで	騒音規制法第6条第1項 振動規制法第6条第1項		特定施設設置届出書(下水関係)	環境創造局 水・土壌環境課	設置60日前まで	下水道法第12条の3第1項、 施行規則第8条		ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書	環境創造局 大気・音環境課	大気汚染防止法第6条第1項 第7条第1項、第8条第1項		<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請書類</th> <th>提出先</th> <th>申請者</th> <th>申請時期</th> <th>関係法規</th> <th>対象設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">環境保全関係</td> </tr> <tr> <td>特定小規模施設設置届出書</td> <td>環境創造局 大気・音環境課</td> <td rowspan="4">施主</td> <td>設置30日前まで</td> <td>生活環境の保全等に関する条例第86条第1項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定施設設置届出書(騒音関係)</td> <td>環境創造局 大気・音環境課</td> <td>設置30日前まで</td> <td>騒音規制法第6条第1項 振動規制法第6条第1項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定施設設置届出書(下水関係)</td> <td>環境創造局 水・土壌環境課</td> <td rowspan="2">設置60日前まで</td> <td>下水道法第12条の3第1項、 施行規則第8条</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書</td> <td>環境創造局 大気・音環境課</td> <td>大気汚染防止法第6条第1項 第7条第1項、第8条第1項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ばい煙発生施設使用廃止届出書</td> <td>環境創造局 大気・音環境課</td> <td></td> <td>廃止した日から30日以内</td> <td>大気汚染防止法第11条</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	申請書類	提出先	申請者	申請時期	関係法規	対象設備	環境保全関係						特定小規模施設設置届出書	環境創造局 大気・音環境課	施主	設置30日前まで	生活環境の保全等に関する条例第86条第1項		特定施設設置届出書(騒音関係)	環境創造局 大気・音環境課	設置30日前まで	騒音規制法第6条第1項 振動規制法第6条第1項		特定施設設置届出書(下水関係)	環境創造局 水・土壌環境課	設置60日前まで	下水道法第12条の3第1項、 施行規則第8条		ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書	環境創造局 大気・音環境課	大気汚染防止法第6条第1項 第7条第1項、第8条第1項		ばい煙発生施設使用廃止届出書	環境創造局 大気・音環境課		廃止した日から30日以内	大気汚染防止法第11条		届出書の追加
申請書類	提出先	申請者	申請時期	関係法規	対象設備																																																																						
環境保全関係																																																																											
特定小規模施設設置届出書	環境創造局 大気・音環境課	施主	設置30日前まで	生活環境の保全等に関する条例第86条第1項																																																																							
特定施設設置届出書(騒音関係)	環境創造局 大気・音環境課		設置30日前まで	騒音規制法第6条第1項 振動規制法第6条第1項																																																																							
特定施設設置届出書(下水関係)	環境創造局 水・土壌環境課		設置60日前まで	下水道法第12条の3第1項、 施行規則第8条																																																																							
ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書	環境創造局 大気・音環境課			大気汚染防止法第6条第1項 第7条第1項、第8条第1項																																																																							
申請書類	提出先	申請者	申請時期	関係法規	対象設備																																																																						
環境保全関係																																																																											
特定小規模施設設置届出書	環境創造局 大気・音環境課	施主	設置30日前まで	生活環境の保全等に関する条例第86条第1項																																																																							
特定施設設置届出書(騒音関係)	環境創造局 大気・音環境課		設置30日前まで	騒音規制法第6条第1項 振動規制法第6条第1項																																																																							
特定施設設置届出書(下水関係)	環境創造局 水・土壌環境課		設置60日前まで	下水道法第12条の3第1項、 施行規則第8条																																																																							
ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書	環境創造局 大気・音環境課			大気汚染防止法第6条第1項 第7条第1項、第8条第1項																																																																							
ばい煙発生施設使用廃止届出書	環境創造局 大気・音環境課		廃止した日から30日以内	大気汚染防止法第11条																																																																							
P282	7	2 法令による届出、提出書類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請書類</th> <th>提出先</th> <th>申請者</th> <th>申請時期</th> <th>関係法規</th> <th>対象設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">省エネルギー関係</td> </tr> <tr> <td>届出書(新築・増改築・大規模修繕等に係る省エネ措置の届出)</td> <td>建築局 建築環境課</td> <td>施主</td> <td>工事着手の21日前まで</td> <td>エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第1項又は法第75条の2第1項</td> <td>床面積(棟単位)が300㎡以上の建築物</td> </tr> </tbody> </table>	申請書類	提出先	申請者	申請時期	関係法規	対象設備	省エネルギー関係						届出書(新築・増改築・大規模修繕等に係る省エネ措置の届出)	建築局 建築環境課	施主	工事着手の21日前まで	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第1項又は法第75条の2第1項	床面積(棟単位)が300㎡以上の建築物	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請書類</th> <th>提出先</th> <th>申請者</th> <th>申請時期</th> <th>関係法規</th> <th>対象設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">省エネルギー関係</td> </tr> <tr> <td>省エネ計画の届出</td> <td>建築局 建築企画課</td> <td>施主</td> <td>工事着手の21日前まで</td> <td>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</td> <td>床面積(棟単位)が300㎡以上の建築物</td> </tr> </tbody> </table>	申請書類	提出先	申請者	申請時期	関係法規	対象設備	省エネルギー関係						省エネ計画の届出	建築局 建築企画課	施主	工事着手の21日前まで	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	床面積(棟単位)が300㎡以上の建築物	関係法規の変更による届出・提出書類の変更																																		
申請書類	提出先	申請者	申請時期	関係法規	対象設備																																																																						
省エネルギー関係																																																																											
届出書(新築・増改築・大規模修繕等に係る省エネ措置の届出)	建築局 建築環境課	施主	工事着手の21日前まで	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第1項又は法第75条の2第1項	床面積(棟単位)が300㎡以上の建築物																																																																						
申請書類	提出先	申請者	申請時期	関係法規	対象設備																																																																						
省エネルギー関係																																																																											
省エネ計画の届出	建築局 建築企画課	施主	工事着手の21日前まで	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	床面積(棟単位)が300㎡以上の建築物																																																																						